

請求書への押印の省略について

令和6年4月1日から、二本松市からの支払いに関する
請求書への押印を省略できるようになります。

1 押印を省略できる書類

- (1) 請求書
- (2) 納品書

※契約書・請書・見積書・請求に係る委任状は、引き続き押印が必要です。

2 押印を省略する場合

押印を省略する場合は、請求書等に「本件責任者および担当者の氏名、連絡先（電話番号等）を明記してください。（Q&Aの【記載例】を参照ください。）

※請求書等の内容確認のため、記載していただいた連絡先には、必要に応じて市の担当者から連絡させていただく場合があります。

3 適用年月日

請求書への押印省略は、令和6年4月1日以降に発行される令和6年度以降の予算に関する請求書等から対象となります。

※押印には、請求者本人（法人・団体の場合は代表者）の署名も含みます。

※押印省略の実施にあたり、取扱いの詳細をQ&Aとしてまとめましたので、併せてご確認ください。

【お問い合わせ先】

二本松市役所 会計課 会計係（電話 0243-55-5141）